

会 議 録

会議の名称	平成24年1月16日 政策調整会議
開催日時	平成24年1月16日(月) 午前 9時20分 ~ 午前 9時35分
開催場所	市長公室
出席者	田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、高橋都市建設部長、関根会計管理者、新井水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長 (担当課) 松本都市建設部参事兼道路交通課長、野島同課長補佐、土屋同課専門員兼道路施設係長、同課同係中村主査 (事務局) 神田政策企画室長、村山同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係濱野主事
会議内容	(1) 朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例(案)について
会議資料	資料 別添のとおり
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
	記録内容の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

（１）朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規模を定める条例（案）について

【説明】

（松本都市建設部参事兼道路交通課長）

- ・地域主権改革の関係法案の制定に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律施行令が改正され、届け出面積の規模を条例で定める権限が都道府県から市へ移譲されたため、本条例を定めるものである。
- ・公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正について説明する。現行制度の概要として、法第４条では、都市計画施設の区域内等に土地を所有する者は、当該土地を有償譲渡しようとするときは、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事（政令指定都市及び中核市に所在する場合にあっては、それぞれの長）へ届け出なければならないとされていた。また、法第５条第１項において、地方公共団体等による買取りを希望するときは、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事へ申し出ることができるとされていた。今回の改正で、法第４、５条については、政令指定都市等以外の市において有償譲渡しようとする場合の届け出先、買取りの希望の申出先について、都道府県知事から市長に改めることとなった。
- ・公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正について説明する。現行制度の概要として、施行令第３条第３項のなかで、法第４条第１項各号に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があると認められるときは、都道府県（指定都市等にあっては、指定都市等。）は、条例で、区域を限り１００平方メートル以上２００平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができるとされていた。今回の改正により、施行令第３条は、法第４条の規定に基づく届出に関して、届出面積の規模を条例で定める権限について、都道府県から市へ移譲するとされた。
- ・朝霞市は、平成２０年３月に、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、当該事務を埼玉県より権限移譲されていた。今回の、法制定により市でも条例、規則の制定が必要となったことから、今までの県の条例、規則に倣い届出の面積要件について、１００平方メートルと定めたい。

【意見等】

（星野監査委員事務局長）

・公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定により条例で定める規模については、従来、県が定めていた面積100平方メートルに倣うことによるのか。

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

・その通りである。

(小林総務部長)

・県内各市の面積要件はどのようになっているか。

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

・県がまとめている資料によると、市により異なるが、近隣三市については、面積要件を100平方メートルと定めている。

(田中審議監)

・近隣三市の検討状況について、資料によると志木市と和光市は決定済みとなっているが、既に条例化されていると解釈してよいのか。

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

・県のアンケートで市の方針について問われたので、二市については、アンケートの段階で決定という内部処理が済んでいたものであり、条例を制定したわけではない。

(田中審議監)

・基本的に各市とも三月市議会に議案を提出して4月1日より施行するのか。

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

・その通りである。

(安田福祉部長)

・条例(案)においては、届出の対象区域を本市の全域としているが、資料5で平成18年9月から市街化調整区域のうち(1)(2)(3)が存在しない場合は届出が不要となっている。整合性は取れているのか。

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

・再度確認して回答したい。

(田中審議監)

・福祉部長の質問は、保留とし、次回の定例庁議で回答することとする。

【結果】

・保留の質疑については、次回の定例庁議で回答することとする。本件については、原案のとおり庁議に諮ることとする。